

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び  
実務者協議会の開催について

平成 27 年 9 月 3 日

1. 我が国の保有するコンテンツのデジタルアーカイブの構築及び利活用に関する課題に関し、関係省庁等が情報交換、意見交換を行い、連携を図るため、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会（以下、「連絡会」という。）を開催する。また、コンテンツのデジタルアーカイブ推進に係る実務的課題を討議するため、実務者協議会（以下、「協議会」という。）を開催する。
2. 連絡会及び協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、各会議は、コンテンツのデジタルアーカイブに関する課題に関し、その都度、議長の判断により、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 連絡会の下に幹事会を置き、その構成は、別紙のとおりとする。
4. 連絡会（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、文化庁及び国立国会図書館の協力を得て、内閣官房知的財産戦略推進事務局において処理する。また、協議会の庶務は、文化庁の協力を得つつ、協議内容の調整、協議内容に係る調査や資料作成を含む協議会の企画等について国立国会図書館と連携し、内閣官房知的財産戦略推進事務局において処理する。
5. 本申合せは、申合せ後 2 年が経過した日限り、その効力を失う。以後については、必要に応じて見直しを行う。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び 実務者協議会構成員

### 1. デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会

議長：内閣官房内閣審議官（知的財産戦略推進事務局次長）

副議長：文化庁長官官房審議官

幹事役：国立国会図書館電子情報部長

構成員：総務省情報流通行政局審議官

文化庁文化部長

文化庁文化財部長

経済産業省商務情報政策局審議官

### 2. 実務者協議会

座長：国立情報学研究所コンテンツ科学研究系 高野明彦教授

構成員：文化庁文化部芸術文化課長

文化庁文化財部伝統文化課長

国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長

日本放送協会知財センターアーカイブス部長

公益財団法人放送番組センター事務局長

東京国立博物館学芸企画部博物館情報課長

東京国立近代美術館法人本部情報企画室長

筑波大学図書館情報メディア研究科 杉本重雄研究科長

秋田県立図書館 山崎博樹副館長

東京大学大学院情報学環 生貝直人特任講師

オブザーバー：内閣官房内閣参事官（知的財産戦略推進事務局）

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長

文化庁文化財部美術学芸課美術館・歴史博物館室長

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

### 3. 幹事会

議長：内閣官房内閣参事官（知的財産戦略推進事務局）

副議長：文化庁長官官房政策課長

幹事役：国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長

構成員：総務省情報流通行政局情報流通振興課長

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

文化庁長官官房著作権課長

文化庁文化部芸術文化課長

文化庁文化財部伝統文化課長

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長

# デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会の体制について

## 【知的財産推進計画2015における記述】

アーカイブ連携の具体的方策や…コンテンツのデジタルアーカイブについての課題を共有・検討するとともに、実務的な課題に対応するため、本年度、関係省庁、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーターの実務者等を含めた…関係省庁等連絡会及び実務者協議会(仮称)を開催する。

## 【知的財産戦略調査会10の提言(平成27年5月)における記述】

利活用を前提としたコンテンツのアーカイブ化に向け、政府機関、国立国会図書館及び民間アーカイブ機関の連携方策、司令塔機能をはじめとした推進体制の整備を推進する。

### 関係省庁等連絡会

- ・アーカイブ連携を巡る課題の共有・検討
- ・実務者協議会で検討すべき事項の決定

### 実務者協議会

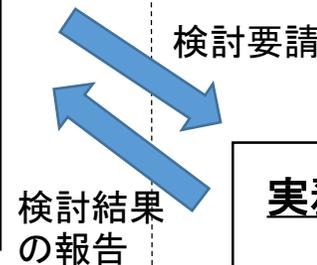
- ・実務的な課題に対する対応策の検討
- ・今後検討すべき実務的課題の抽出・提案



アーカイブ連携の方策やメタデータオープン化などの実務的課題については、実務者協議会で対応策を検討の上、各アーカイブ機関における取組に反映(必要に応じ、関係省庁等連絡会に対し、施策的な手当てを要請)

### 関係省庁等連絡会

議長：内閣官房内閣審議官(知的財産戦略推進事務局次長)  
副議長：文化庁長官官房審議官  
幹事役：国立国会図書館電子情報部長  
構成員：総務省情報流通行政局審議官  
文化庁文化部長、文化財部長  
経済産業省商務情報政策局審議官



### 実務者協議会

構成員 アーカイブに関する有識者  
分野ごとのアグリゲーター  
主要アーカイブ機関  
(オブザーバー 関係省庁の課長級)

必要な情報を提供

### 幹事会 (関係省庁の課長級)

# 実務者協議会の当面の検討事項について

## 課題

- デジタルアーカイブ構築に係る課題: 分野横断型の統合ポータル構築に向けて、アーカイブ間の連携・横断の促進に係る諸課題の検討
- アーカイブの利活用促進に係る課題: コンテンツの利活用促進に向けて、コンテンツへのナビゲーションの整備、二次利用の促進に係る諸課題の検討

## デジタルアーカイブ構築に係る課題

### (1) 分野横断型統合ポータル構築に向けた段階的整備

- 目指すべきデジタルアーカイブ連携の枠組検討(分野別・地域別アグリゲータに期待される役割・機能の整理等)
- 「国立国会図書館サーチ」と「文化遺産オンライン」との連携
- その他の分野間の連携に関する課題の整理・共有

### (2) 分野ごとのアーカイブ機関・アグリゲータにおける段階的整備

- 主要アーカイブ機関における取組状況の共有  
(所蔵資料のデジタル化状況、メタデータの整備・公開状況、分野や地方ごとのメタデータ集約状況 等)
- 連携に関する課題の整理、段階的整備策の検討  
(メタデータの整備・公開における課題の検討、準拠標準の検討(メタデータ交換・WebAPI等) 等)

## アーカイブの利活用促進に係る課題

### (1) メタデータのオープン化の推進

- メタデータのオープン化状況の確認
- 課題の整理と対応策の検討

### (2) コンテンツの利用条件の表示の促進

- コンテンツのライセンスとその表示状況の確認
- 課題の整理と対応策の検討

### (3) コンテンツ(孤児著作物を含む。)利活用促進のための制度整備に関する情報共有

## その他

- 関連する研修・イベント等の情報共有と広報等の連携方策の検討
- 想定される更なる検討課題  
メタデータ交換・コンテンツ流通等のための共通標準、海外への発信・地方からの発信等目的別ポータル構築の促進、中長期的人財育成方策 等

## (参考) 近年のデジタルアーカイブの推進に関する国の取組

- 総務省・文部科学省・経済産業省「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(平成21～22年度)
- 総務省「知のデジタルアーカイブに関する研究会」(平成22～23年度)
  - 「知のデジタルアーカイブ ―社会の知識インフラの拡充に向けて―提言」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000156248.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000156248.pdf)
  - 「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000153595.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000153595.pdf)
- 国立国会図書館「デジタル情報資源ラウンドテーブル」(平成21～23年度)
  - デジタル情報資源ラウンドテーブルの活動及び議論  
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/dlib/cooperation/pdf/h21-h23roundtable01.pdf>
  - 文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究  
[http://current.ndl.go.jp/FY2009\\_research](http://current.ndl.go.jp/FY2009_research)
- 総務省・筑波大学知的コミュニティ基盤研究センター「デジタルアーカイブ支援ネットワーク(Digital Archive Network: DAN)」(平成24年度～継続中)
- 知的財産戦略本部、検証・評価・企画委員会「アーカイブに関するタスクフォース」(平成25年度) 及び「集中討議」(平成26年度)

デジタル化  
の推進

デジタル  
アーカイブ  
の構築と連  
携に向けた  
検討

連携の促進  
とアーカイブ  
利活用に向  
けて

## 取り組むべき主な施策

### ◎統合ポータル構築

- 書籍、文化財、放送番組、マンガ・アニメなど多岐に渡るアーカイブの連携・横断の促進(統合ポータルサイトの整備)

### ◎分野ごとの取組の促進

- コンテンツの各分野においてアーカイブ構築の中核となる取りまとめ役(アグリゲーター)を定め、取組を強化
  - 書籍等: 公共・大学図書館等の資料のデジタル化への支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
  - 文化財: 日本遺産等のデータ集約や多言語化、全国の博物館・美術館等への情報提供
  - メディア芸術: メディア芸術データベースの利活用促進
  - 放送コンテンツ: 教育目的や遠隔地での放送コンテンツ利用促進

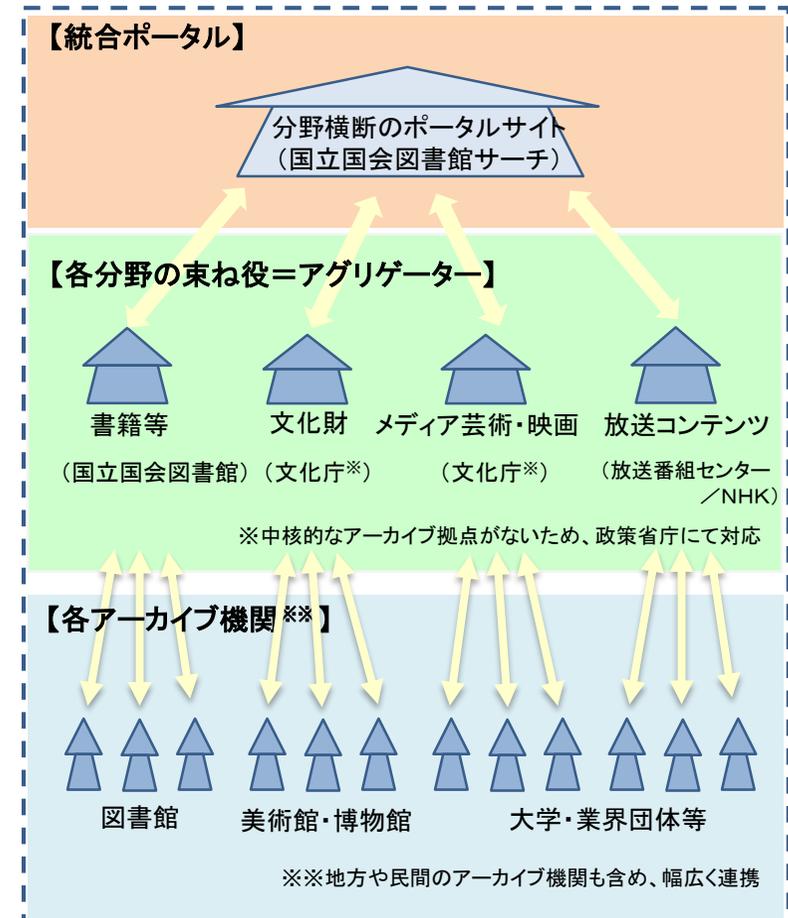
### ◎アーカイブ構築と利活用促進のための著作権制度の整備

- 権利者不明著作物(孤児著作物)の利用円滑化等のための著作権制度整備(裁定制度における補償金供託の見直し、裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等)

### ◎関係省庁等連絡会及び実務者協議会の設置

- 関係省庁、国立国会図書館、主要アーカイブ機関による連携を図るための協議会を設置

## 【アーカイブの連携体制】



関係省庁等連絡会／実務者協議会